

評価基準書

区分	記載項目	評価の視点	評価得点 (最低水準点)
(1) 執行体制	執行体制について	技術者の役割分担が明瞭で、業務従事者間及び市との連絡調整が速やかに行える信頼性の高い体制となっているか。 相応の能力を有する技術者が配置され、本業務に適正に従事できるか。	20 (8)
	業務実績	同種・類似業務の実績が豊富で、本市と地域規模や直面する都市課題が類似する自治体での知見を有し、高い企画力・専門性・独創性を生かした成果をあげているか。	
(2) 業務実施方針	業務理解度	本市の都市構造や地域特性、直面する都市課題などを踏まえ、都市計画マスタープランと立地適正化計画を同時改定する背景や目的、条件、内容等を理解しているか。	20 (8)
	実施方針の妥当性	業務の目的を達成するための手順、スケジュール及び実施方法が、本市の現状に即して具体的かつ実現可能であり、両計画の策定作業を効率的かつ効果的に連動させるプロセスとなっているか	
(3) 提案内容	市民意見の集約と反映について	多様な市民の声を効果的に集約し、両計画の策定に反映させるための具体的な手法や工夫が提案されているか。	40 (16)
	防災指針と立地誘導の連携について	都市の防災力向上を図るため、防災指針の検討に基づくハザードエリアの安全確保と、安全なエリアへの的確な立地誘導(区域・施策)が一体的に提案されているか。	30 (12)
	データ分析・活用による誘導区域・誘導施策について	人口動態や人流等の客観的データを効果的に活用し、本市の地域特性や課題の解決に向けた立地誘導が図られる提案となっているか。	30 (12)
(4) 価格	履行期間の委託料の総額 (消費税及び地方消費税を含む。)	(1-提案額/提案限度価格)×60点【小数点以下切捨て】 ※提案額及び提案限度価格は2業務の合計とする。	60
合 計			200